

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



高齢者の被害が増えています！

【事例①】

一人暮らしの父が、訪問してきた業者に家のリフォーム工事を勧められ、契約したようだ。家に行くと大量の契約書が出てきた。

以前にもリフォーム工事をしており、屋根工事・耐震工事・床下換気扇などを次々に契約させられている。

父は最近認知症気味で、業者にいわれるがままに契約し、多額のお金を支払ったようだ。

(契約者80代男性)



【事例②】

私宛に、大手電話会社を名乗る電話があった。「近くに携帯電話の基地局をつくることになった。名簿の上位にあなたの名前がある。選ばれた人しかこの設備に投資する権利がない」と説明されたが、信用できるか？

(相談者70代女性)



【事例③】

高齢で独居の母宅に「古い着物を買取る」と突然業者が訪問してきた。古い着物があったので、買い取ってもらおうと思い、家に入れると「貴金属しか買取らない」と言って帰ってくれないので怖くなり、指輪やネックレスを売ってしまったようだ。

(契約者80代女性)



高齢者がねらわれています！

特に認知症などで判断不十分になっている高齢者はターゲットになりやすく、トラブルに遭っているという意識が薄いため被害の発見が遅れてしまいます。

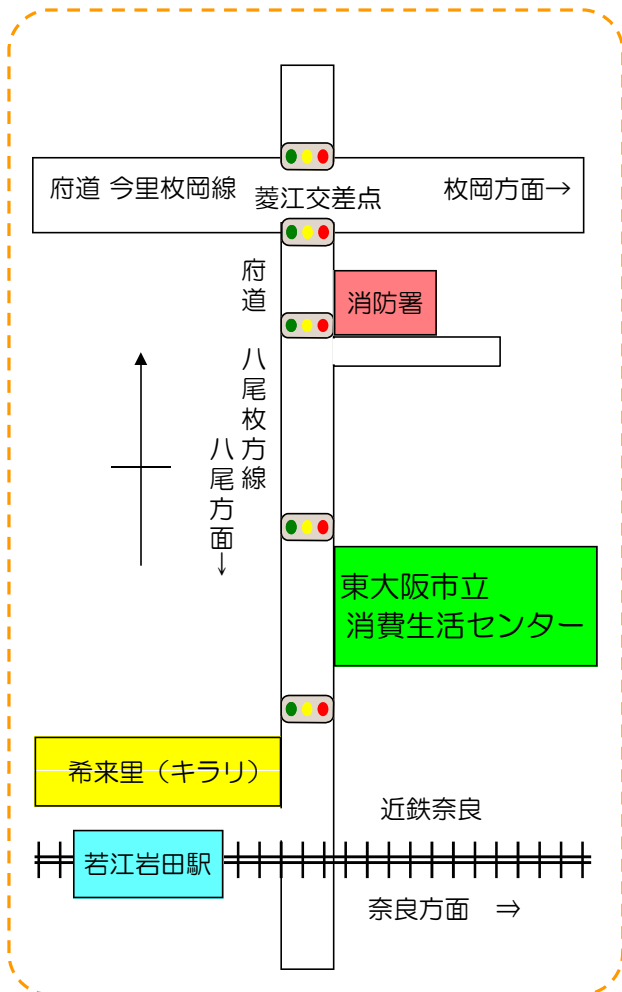
【アドバイス】

- (1) 日頃から高齢者本人に声かけをし、変わったことがないか尋ねてあげましょう。
- (2) 変化に気づいたら高齢者本人に声をかけ、いきさつなどを確認しましょう。
※認知症が疑われる場合は診断を受け、成年後見制度の利用も検討しましょう。
- (3) トラブルや被害にあっているときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北東約400m

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター
TEL 072-965-6002(事務所)
FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

◆自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します。

◆苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。

◆専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。

◆消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・個人間のトラブル ・行政への苦情 ・損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 ☎06-4790-8110

日曜日…(社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

表面もご覧ください!